解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年三月二十七日石川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

石川県金沢市鞍田中一丁目七二

清算法人大徳川土地改良区

清算人代表　稲葉　博之

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年三月二十七日石川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

石川県金沢市才田町は六八番

清算法人才田用水土地改良区

清算人代表　奥村　登志

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

東京都中央区新川二丁目六番八号

全国鐵構工業厚生年金基金

代表清算人　松田　清明

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目八番九号

西部塗料商業厚生年金基金

代表清算人　小島　正勝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

奈良県磯城郡田原本町大字秦庄五四五

宗教法人了賢寺

清算人　佐々木　智

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月二十六日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十九年二月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十三日

長崎県諫早市永昌町一二番二号

医療法人こうの産婦人科医院

清算人　河野　前宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区栄通一四丁目二番、最後の住所札幌市中央区円山西町四丁目七番二五号札幌西円山病院

被相続人　亡　横山　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

札幌市東区北三三条東一五丁目二番一〇―四〇二号　相続財産管理人　古川　良明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県角田市佐倉字上土浮二番地二みどり荘、最後の住所宮城県角田市佐倉字佐倉町五六番地

被相続人　亡　水戸サクヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

仙台市青葉区大町一丁目三番二号仙台ＭＩＤビル六階　齋藤信一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村東海一丁目一七三七番地一二四、最後の住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目二番一号

被相続人　亡　秋葉　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

茨城県水戸市三の丸一丁目三番二四号

相続財産管理人　弁護士　武藤英一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東七条一〇丁目四七二番地の八九、最後の住所栃木県真岡市下高間木二八八番地三

被相続人　亡　中西　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号オノセビル二階　茅島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　茅島　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市下小阪三丁目七六六番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入四〇二番地五　被相続人　亡　吉田　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南雲　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市小又二七三八番地、最後の住所千葉市花見川区朝日ケ丘二丁目一番二棟三〇四号　被相続人　亡　清水　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上杉　浩介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市三崎町寺家へ部六〇番地、最後の住所石川県珠洲市三崎町寺家へ部六〇番地甲

被相続人　亡　寺西　克実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

石川県珠洲市上戸町寺社三字四六番地一

相続財産管理人　司法書士　田保　正司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区谷町三丁目四七番地、最後の住所大阪府豊中市新千里南町三丁目一番一―六〇八号

被相続人　亡　村野　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市蔵之宮町一三番、最後の住所奈良県大和高田市蔵之宮町一三番二八号

被相続人　亡　小野　泰治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十三日

奈良県橿原市内膳町一―一―一九セレーノビル二階なら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　朝守　令彦